

ワコーレ・ロイヤルガーデン北本

貸し自転車使用規則

ワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人管理規約（以下「管理規約」という。）第18条の規定に基づき、次の通りワコーレ・ロイヤルガーデン北本貸し自転車使用規則（以下「使用規則」という。）を定める。

（目的）

第 1 条 貸し自転車は、ワコーレ・ロイヤルガーデン北本内の居住者が、一時的な自転車の使用に利便を図ることを目的とする。

（管理運営・管理者）

第 2 条 貸し自転車は、ワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人（以下「管理組合法人」という。）所有の備品とし、その管理運営は管理組合法人が行うものとする。ただし、その業務の全て又は一部を、管理規約第36条に定める第三者に委託し代理させることができる。

（使用者）

第 3 条 貸し自転車を利用することができる対象者は、ワコーレ・ロイヤルガーデン北本の中学生以上の居住者に限るものとする。

（使用申込）

第 4 条 貸し自転車の使用を希望する居住者は、使用前にメインエントランス棟の管理事務所（以下「管理事務所」という。）で所定の申し込みを行わなければならない。

（使用予約）

第 5 条 貸し自転車の予約受付は行わないものとする。

（使用時間）

第 6 条 貸し自転車の使用時間は、使用申込時から24時間までとする。
2 連続して24時間超に亘り貸し自転車の使用を希望する場合は、7日間（168時間）を超えない範囲で使用を許可するものとする。

（使用料）

第 7 条 使用料は24時間に付、前納制により30円とする。ただし、返却後の再貸し出しについては、24時間の利用時間内に限り使用料の再徴収はしないものとする。
2. 前条第2項の場合は、連続して使用する時間分の使用料を前納しなければならない。

(使用方法)

第 8 条 使用者は使用申込時に、自転車の鍵を受け取り、使用後は終了時刻までに使用した貸し自転車の使用者本人が所定の駐輪場に返却及び施錠後、鍵を管理事務所へ返却しなければならない。

(禁止事項)

第 9 条 有償、無償を問わず、使用者が使用者以外の者に又貸しすることを禁止する。

(注意事項)

第 10 条 使用者は、次の注意事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸し自転車は、管理組合法人の備品として大切に使用し、できる限り破損の生じないように使用する。
- (2) マジック等による記入、落書きを行わない。
- (3) 貸し自転車の使用前、使用後にかかわらず、自転車の不具合を発見した場合は、即時にその旨を管理事務所へ通知する。

(原状回復義務)

第 11 条 使用者が故意又は重大な過失により、貸し自転車に損傷を与えた場合は、使用者の負担において修理するか、修理に要した費用の全額を負担するものとする。

- 2 使用者の故意又は重大な過失により、貸し自転車を紛失、又は盗難に遭った場合は、当該使用者は新たに貸し自転車を購入する実費を負担するものとする。

(規定外事項)

第 12 条 本使用規則に定めのない事項については、管理者の指示に従うものとする。

(使用規則の改廃)

第 13 条 使用規則の改廃は、管理規約第45条第2項に定める団地総会において出席組合員の議決権の過半数で決するものとする。

(附 則)

第 1 条 この使用規則は、平成13年9月30日の平成12年度(第10回)定期総会において制定し、同年10月1日より効力を発するものとする。

- 2 この使用細則は、平成14年9月29日の平成13年度(第11回)定期総会において第7条(使用料)における使用料の額を改正し、同日より施行した。

- 3 この使用規則は、平成16年9月26日の平成15年度(第13回)定期

総会において一部改正し、同日より施行した。

(1)管理規約の改正に伴う引用条項の整合

(2)用語及び表記の統一並びに条文の一部追加又は削除及び誤植の修正

4 この使用規則は、平成29年9月24日の平成28年度(第26回)定期総会において一部改正し、同日より施行した。

(1)使用者の年齢制限について追加(第3条)

(2)使用予約の廃止および予約受付を行わない旨の明文化(第5条)

(3)使用時間について、定時ではなく申し込みから24時間までと変更(第6条)

(4)使用料を日付ではなく、24時間の利用時間とする(第7条)

(5)使用時の鍵の受け取りを、使用開始の直前から申込時に変更(第8条)

